

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（こども家庭庁成育局成育環境課、保育政策課、成育基盤企画課、支援局虐待防止対策課）

項目名	こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税、印紙税、関税等											
要望の内容	<p>「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するためのこども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業や児童の福祉の増進について相談に応ずる事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、非課税措置等、税制上の優遇措置の適用等を受けることができることとされている。 ・特例措置の内容 改正法において、児童福祉法上に新たに「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」を位置づけるとともに、両者について、社会福祉法上の社会福祉事業に位置づけることとしていること等から、改正法等の施行後においても、これらの事業等について、社会福祉事業として各種税制上の優遇措置の適用等を要望する。 <table border="1" data-bbox="901 943 1503 1108"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ 2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、「こども未来戦略方針」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 政策目的を達成するには、子育てを支援する施策や児童の健やかな成長を支援する施策の拡充、安定的な提供及びその質の向上が不可欠である。児童福祉法に基づく各種事業については、現行、社会福祉法上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、非課税措置等、税制上の優遇措置の適用を受けることができ、当該優遇措置が政策目的の達成に寄与している。今般、改正法において、新たに「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」を児童福祉法上の事業として位置づけることとしていること等から、改正法等の施行後も、上記と同様の趣旨のほか、事業間の公平性も鑑み、非課税措置等を行う必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1. こども政策の総合的な推進 2. 母子保健衛生対策に関する施策の推進 3. 保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進 4～8 （略）
		政策の達成目標	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	改正法により創設した「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」については、その事業の公益性等に鑑みて社会福祉事業として位置づけられることが予定されている。社会福祉事業については、税制上の優遇措置の適用を受けているところであり、新たに創設した事業等について税制措置を行うことは、現行制度との一貫性や事業間の公平性を担保するとともに、政策目的を達成する妥当な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			令和6年度税制改正要望において、「こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置」として同様の要望を行ったもののうち、今般要望している事項については、改正法の施行に併せて要望することとした。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（こども家庭庁）

項 目 名	経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等
税 目	所得税、贈与税

令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）に基づき扶養控除等の見直し及び①から③までの措置を講ずるとともに、これらと併せて④及び⑤に関する措置を講ずる。
①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
③子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充
④結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長
⑤ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長

【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】

◎令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）【抜粋】

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 子育て支援に関する政策税制
(略)

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。

なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとする。

(略)

6. 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

(略)

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせ

要
望
の
内
容

て、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。
(略)

【④の要望内容について】

一括して子・孫への贈与を行った場合に、贈与税の非課税措置の対象となる費用として「乳児等通園支援事業」に係る費用を追加するなど非課税措置の要件を拡充し、また当該非課税措置を2年延長し、適用期限を令和9年3月31日までとする。

【⑤の要望内容について】

(1)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付け(制度拡充分も含む)に係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を非課税とする措置を講じる、(2)児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を非課税とする措置を講じる。

平年度の減収見込額	—	百万円
(制度自体の減収額)	(—	百万円)
(改正増減収額)	(—	百万円)

(1) 政策目的

【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】

児童手当について、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなることを踏まえつつ、扶養控除等の見直しを行うとともに、子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じ、子育て支援を進めることを目的とする。

その上で、①については、住宅取得者の負担を軽減し、無理のない負担での住宅取得を促進すること（特に、子育て支援の観点から子育て世帯等への支援）及び住宅建設の促進を通じた内需の拡大等に資することに加え、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅等の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることにより、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図る。

②については、子育てに対応した住宅へのリフォームを支援することにより、子育て世帯の居住環境の改善を図る。

③については、生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。

【④の要望内容について】

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、若い世代において、未婚化・晩婚化が進行していることが、少子化の大きな要因の一つとなっていると指摘されている。各種調査結果によれば、若い世代が結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられていることから、④の要望内容により、結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことを目的としている。

【⑤の要望内容について】

自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住宅支援資金の貸付を行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

また、児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住居支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。

(2) 施策の必要性

【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】

子育て世帯に対する安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど様々なニーズへの対応が必要である。

その上で、①及び②については、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、「子どもを産み育てやすい住まいの実現」が目標として掲げられ、「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」、「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」や「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームを促進」が位置付けられているほか、「子ども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においても、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する」こととされている。

③については、人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続

する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

【④の要望内容について】

我が国の総人口は、2008年をピークに減少局面に入っているが、大きな要因として少子化が挙げられている。2023年の出生数（概数）は72万7,277人と過去最少であり、また、2023年の婚姻件数（概数）も47万4,717組と戦後最少となった。また、少子化のスピードは加速しており、現在の状況が続けば、日本の総人口は2060年近くには、50万人を割り込み、2070年には8,700万人程度になると予想されており、わずか50年で人口の3分の1を失うおそれがある。少子化は社会経済に多大な影響を及ぼす我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点となっていることから、あらゆる対策を早急に講じる必要がある。

<参考>

◎「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）【抜粋】

<こども施策に関する基本的な方針>

- ・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。
- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

<こども施策に関する重要事項>

- ・結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり合わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する

◎「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）【抜粋】

<基本理念>

- ・第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。

◎「こどもまんなか実行計画」（令和6年5月こども政策推会議決定）【抜粋】

（結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）

- ・高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母が子・孫に対し結婚、妊娠・出産、育児等に要する費用について一括贈与した場合に1,000万円までを非課税とする措置を講じる。【こども家庭庁】

【⑤の要望内容について】

ひとり親家庭住宅支援資金貸付金は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限4万円）を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親の自立支援を図っている。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。

これらの制度による貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系</p> <p><こども政策の推進></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. こども政策の総合的な推進 2～4 (略) 5. 児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援に関する施策の推進 6. ひとり親家庭等への自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進 7・8 (略)
		政策の達成目標	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→約250万戸（令和12年度） ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度） ・ 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30年）→おおむね解消（令和12年） <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・ 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和5年）→70%（令和10年） <p>(③について)</p> <p>個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</p> <p>【④の要望内容について】 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（2023年）→70%（2028年※） ※ こども大綱の見直し時期に向けた目標値</p> <p>【⑤の要望内容について】 ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>(①及び②について) 1年間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）</p> <p>(③について) 恒久措置とする。</p> <p>【④の要望内容について】 2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）</p> <p>【⑤の要望内容について】 —</p>
		同上の期間中の達成	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p>

	目 標	<p>—</p> <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定長期優良住宅のストック数 113 万戸（令和元年度）→186 万戸（令和 7 年度） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年）→13 兆円（令和 7 年） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成 25 年度）→22.9%（令和 7 年度） ・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年）→おおむね解消（令和 12 年） <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年）→13 兆円（令和 7 年） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和 5 年）→70%（令和 10 年） <p>(③について)</p> <p>政策の達成目標と同じ</p> <p>【④の要望内容について】</p> <p>政策の達成目標と同じ</p> <p>【⑤の要望内容について】</p> <p>—</p>
	政策目標の達成状況	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 （扶養控除等の見直しについて）</p> <p>—</p> <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定長期優良住宅のストック数 159 万戸（令和 5 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 18%（令和 4 年度） <p>※認定長期優良住宅のストック数及び省エネ基準に適合する住宅ストックの割合以外の達成目標は、5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」（総務省）により、各数値を把握しており、結果が公表されている直近の調査が平成 30 年調査であるところ、最新の達成状況を把握することが困難。</p> <p>(②について)</p> <p>「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和 5 年）</p> <p>(③について)</p> <p>—</p> <p>【④の要望内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現及び少子化対策として、加速化プランをはじめとした様々な取組を行っているところだが、2023 年の合計特殊出生率は 1.20（概数）と過去最低となり、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が上位に挙げられているところである。 ○ 2021 年国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」 <ul style="list-style-type: none"> ・結婚意思のある未婚者（25～34 歳）が独身でいる理由 <ul style="list-style-type: none"> 「適当な相手にめぐり合わない」 男性：43.3%、女性：48.1% 「必要性をまだ感じない」 男性：25.8%、女性：29.3% 「結婚資金が足りない」 男性：23.1%、女性：13.4% ・結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か障害となることがあるかをたずねたところ、男女と

			<p>も「結婚資金」を挙げた人が最も多い。(男性 47.5%、女性 43%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(52.6%) <p>○平成31年3月(平成30年度)内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような状況になれば結婚すると思いますかという問いに対し、「経済的に余裕ができること」が42.4%と最も高い。 ・経済的な事柄のうち、どのようなことがあれば、皆が安心して希望通り子供を持てるようになるかという問いに対し、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が54.3%と最も高い。 <p>【⑤の要望内容について】</p> <p>—</p>
有効性	要望の措置の適用見込み		<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>(①について) 精査中</p> <p>(②について) 精査中</p> <p>(③について) 約4,000万人^(※)</p> <p>(出典：国税庁「令和4年分民間給与実態統計調査」及び「令和4年分申告所得税標本調査」)</p> <p>※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後(見込)の影響を加味した数字を記載</p> <p>【④の要望内容について】</p> <p>令和2年度国勢調査結果によると、40歳～89歳の既婚者(有配偶)のうち、家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」又は「ひとり親と子供から成る世帯」であるのは約1,895万人。</p> <p>また、「結婚・子育て支援信託に関する調査結果報告書」(一般社団法人 信託協会 2024年7月)によると、子どものいる40～89歳の男女のうち、本制度の利用可能者^(※)は86.1%、このうち28.7%が本制度を「利用してみたい」又は「どちらかといえば利用してみたい」と回答している。</p> <p>以上より、本制度の利用可能性があるのは約468万人と推計される。</p> <p>(※)本制度について、「名前は知っていたが、仕組みなど詳細までは知らなかった」又は「名前も知らなかった」と回答した96.5%のうち、「そもそも利用できない(対象となるお子さまやお孫さまがいない等)」を選択した回答者を除外した割合</p> <p>【⑤の要望内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付：返済免除件数：871件(令和5年度) ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付：累積返済免除件数：730件(令和6年4月1日時点)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>(①について)</p> <p>住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあることに加え、子育て世</p>

			<p>帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすること及び床面積要件を40㎡に緩和することは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。</p> <p>(②について) 既存住宅について子育て対応改修を行うことは、住宅のハード面における子育ての不安・負担の軽減につながる。このため、本特例措置により子育て対応改修に係る費用負担を軽減し、子育て対応改修を促進することは、政策目標等の達成のために有効である。</p> <p>(③について) 遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。</p> <p>【④の要望内容について】 本措置により、高齢者が保有する資産の若年層への移転を促進することは、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながる。</p> <p>【⑤の要望内容について】 貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした事態を避けるため有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置		<p>扶養控除等の見直し並びに①及び⑤の要望内容については、地方税においても同様の要望を行っている。</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて) — (①について) — (②について) 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(令和7年度予算概算要求額:242.49億円の内数) (③について) —</p> <p>【④の要望内容について】 —</p> <p>【⑤の要望内容について】 ○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 (母子家庭等対策総合支援事業(197億円)の内数) ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸し付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 (児童虐待防止対策等総合支援事業(293億円)の内数)</p> <p>※上記予算額はいずれも令和7年度概算要求のもの</p>

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>— (①について) — (②について) 上記予算措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、既存住宅の子育て対応改修を促進する。 (③について) —</p> <p>【④の要望内容について】 —</p> <p>【⑤の要望内容について】</p> <p>○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 中長期的なひとり親の自立支援の観点から、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度(予算措置)を設けているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置等を要望するもの。</p> <p>○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付施設退所者等の自立を支援する観点から、一定条件下で返済免除となる家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付制度(予算措置)を設けているところ、施設退所者等の自立を促進させる観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益についても、事業予算の積み増し分についても非課税措置を要望するもの。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>— (①について) 居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図るにあたり、国民、行政双方の負担の軽減や、効率的かつ公平な支援の実現の観点からも、確定申告の際に控除の手続きも併せて行い税の減免を受けられるという税制措置による仕組みが適当である。 (②について) 既存住宅の子育て対応改修の促進を図るためには、その工事に係る負担を税制上軽減することが効果的である。また、本特例措置の対象となる工事については、子どもの転落事故防止に係る手すりの設置、床の防音性を高める工事等、子育ての不安・負担を軽減するものに限定されていることから、必要最低限の措置である。 (③について) 国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均1,348万円であり、遺族の生活資金の備えとして(国民が)必要と考える死亡保険金額2,289万円に比べて6割程度に留まっている(※)。このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 (出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」) ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載</p>

		<p>【④の要望内容について】 本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、また結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安の解消及び少子化対策を税制面からも促進する措置であり、広く公平に個人に適用するものであることから、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p> <p>【⑤の要望内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 自立支援を目的として貸し付けられた住居費の返済の免除益が自立の妨げとならないよう、非課税とする必要がある。 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、積み増し分についても同様に措置する必要がある。
--	--	--

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措置の 適用実績	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>— (①について)</p> <p style="text-align: right;">(単位：(適用件数) 件、(減収額) 億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>423,886</td> <td>7,670</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>431,338</td> <td>7,710</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>426,097</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用件数：要件が類似している住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記に係る特例措置（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅に係るものを含む。）の適用件数（登記統計（法務省）より）を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出）。 ・減収額：財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」より <p>(②について)</p> <p>— (③について)</p> <p style="text-align: center;">(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合[※](%))</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27年</th> <th>平成 28年</th> <th>平成 29年</th> <th>平成 30年</th> <th>令和 元年</th> <th>令和 2年</th> <th>令和 3年</th> <th>令和 4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>74.3</td> <td>74.0</td> <td>74.2</td> <td>73.5</td> <td>73.5</td> <td>69.7</td> <td>69.5</td> <td>69.1</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>41.8</td> <td>47.5</td> <td>51.3</td> <td>50.0</td> <td>53.0</td> <td>52.2</td> <td>54.3</td> <td>56.1</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>16.7</td> <td>17.1</td> <td>17.9</td> <td>17.8</td> <td>17.6</td> <td>17.0</td> <td>16.9</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>76.6</td> <td>76.5</td> <td>77.2</td> <td>76.7</td> <td>77.2</td> <td>73.5</td> <td>73.5</td> <td>73.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p> <p style="text-align: center;">(一人当たりの保険料控除額[※](万円))</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27年</th> <th>平成 28年</th> <th>平成 29年</th> <th>平成 30年</th> <th>令和 元年</th> <th>令和 2年</th> <th>令和 3年</th> <th>令和 4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.8</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>6.5</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.8</td> <td>6.8</td> <td>6.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p> <p style="text-align: right;">※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定</p>	年度	適用件数	減収額	令和3年度	423,886	7,670	令和4年度	431,338	7,710	令和5年度	426,097	8,000		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8
年度	適用件数	減収額																																																																																																						
令和3年度	423,886	7,670																																																																																																						
令和4年度	431,338	7,710																																																																																																						
令和5年度	426,097	8,000																																																																																																						
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年																																																																																																
一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1																																																																																																
介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1																																																																																																
個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5																																																																																																
全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5																																																																																																
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年																																																																																																
一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7																																																																																																
介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2																																																																																																
個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																																
全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8																																																																																																

		<p>【④の要望内容について】</p> <p>平成 27 年 (12 月時点) 受益者 3,434 人 契約数 3,487 件 受託残高 7,593,025 千円</p> <p>平成 28 年 (12 月時点) 受益者 5,361 人 (前年より 1,927 人増) 契約数 5,448 件 (前年より 1,961 件増) 受託残高 9,752,789 千円 (前年より 2,159,764 千円増)</p> <p>平成 29 年 (12 月時点) 受益者 5,944 人 (前年より 583 人増) 契約数 6,038 件 (前年より 590 件増) 受託残高 10,436,509 千円 (前年より 683,720 千円増)</p> <p>平成 30 年 (12 月時点) 受益者 6,410 人 (前年より 466 人増) 契約数 6,511 件 (前年より 473 件増) 受託残高 10,545,327 千円 (前年より 108,818 千円増)</p> <p>令和元年 (12 月時点) 受益者 6,790 人 (前年より 380 人増) 契約数 6,893 件 (前年より 382 件増) 受託残高 10,742,039 千円 (前年より 196,712 千円増)</p> <p>令和 2 年 (12 月時点) 受益者 6,991 人 (前年より 201 人増) 契約数 7,098 件 (前年より 205 件増) 受託残高 10,273,246 千円 (前年より 468,793 千円減)</p> <p>令和 3 年 (12 月時点) 受益者 7,213 人 (前年より 222 人増) 契約数 7,323 件 (前年より 225 件増) 受託残高 9,985,080 千円 (前年より 288,166 千円減)</p> <p>令和 4 年 (12 月時点) 受益者 7,409 人 (前年より 196 人増) 契約数 7,519 件 (前年より 196 件増) 受託残高 9,433,643 千円 (前年より 551,437 千円減)</p> <p>令和 5 年 (12 月時点) 受益者 7,624 人 (前年より 215 人増) 契約数 7,736 件 (前年より 217 件増) 受託残高 8,903,429 千円 (前年より 530,214 千円減)</p> <p>※上記は一般社団法人信託協会加盟会社実績分のみ</p> <p>【⑤の要望内容について】</p> <p>—</p>
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段とし ての有効性)	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>(①について)</p> <p>住宅ローン減税においては、省エネ性能等の高い住宅については、控除の対象となる借入限度額の上乗せ措置を講じているが、特に平成 21 年から上乗せ措置が講じられている認定長期優良住宅については、そのストック数が順調に増加しているとともに、住宅ローン減税の適用件数のうち認定長期優良住宅に係る件数も令和 2～5 年度の各年において、9 万件前後 (推計※) で推移し、認定長期優良住宅の認定件数の 7、8 割程度を占めている。現状、本措置のみによる効果の規模</p>

を分析することは困難であるものの、同様の目的を有する他の支援制度に比しても総支援額が大きいことから、本措置は上記達成目標の実現に寄与していると考えられる。

加えて、住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすることは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。

※認定長期優良住宅の所有権の保存登記に係る特例措置の適用件数を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出）

②について

③について

民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答^(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。

(※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果

質問	回答	回答割合
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	9.4%
	新規加入・増額を前向きに検討したい	23.5%
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	24.0%

(出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2024」)

④の要望内容について

平成27年4月の本措置開始時から受益者数、委託者数は増加傾向にある。

これは、高齢世代の保有する資産が、若年層に移転していることの表れである。さらに、これら資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、少子化対策として有効である。

⑤の要望内容について

前回要望時の達成目標

【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】
(扶養控除等の見直し並びに①及び②について)

③について

少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。

④の要望内容について

若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。

⑤の要望内容について

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】</p> <p>—</p> <p>【④の要望内容について】</p> <p>平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数は増加傾向にある。</p> <p>本措置が利用されることにより、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転していることから、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことにつながっていると考えられる。</p> <p>また、受益者数、委託者数が増加傾向にあることから、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることが明らかであり、本措置により経済の活性化が促されていると考えられる。</p> <p>【⑤の要望内容について】</p> <p>—</p>																																																								
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>【扶養控除等の見直し及び①から③までの要望内容について】 (扶養控除等の見直しについて)</p> <p>—</p> <p>(①について)</p> <table border="0"> <tr><td>昭和 61 年度</td><td>住宅取得促進税制の創設</td></tr> <tr><td>昭和 62 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>昭和 63 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 2 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 3 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 4 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>平成 5 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 6 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 7 年度</td><td>延長・縮減</td></tr> <tr><td>平成 9 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 10 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 11 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 12 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>平成 13 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 14 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 15 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 16 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>平成 17 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>令和 6 年度</td><td>拡充</td></tr> </table> <p>(②について)</p> <p>令和 6 年度 創設</p> <p>(③について)</p> <p>平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。</p> <p>本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされた。</p>	昭和 61 年度	住宅取得促進税制の創設	昭和 62 年度	拡充	昭和 63 年度	拡充	平成 2 年度	拡充	平成 3 年度	拡充	平成 4 年度	延長	平成 5 年度	拡充	平成 6 年度	拡充	平成 7 年度	延長・縮減	平成 9 年度	拡充	平成 10 年度	拡充	平成 11 年度	拡充	平成 12 年度	延長	平成 13 年度	拡充	平成 14 年度	拡充	平成 15 年度	拡充	平成 16 年度	延長	平成 17 年度	拡充	平成 19 年度	拡充	平成 20 年度	拡充	平成 21 年度	拡充	平成 25 年度	拡充	平成 27 年度	延長	平成 28 年度	延長	令和元年度	拡充	令和 3 年度	拡充	令和 4 年度	拡充	令和 6 年度	拡充
昭和 61 年度	住宅取得促進税制の創設																																																									
昭和 62 年度	拡充																																																									
昭和 63 年度	拡充																																																									
平成 2 年度	拡充																																																									
平成 3 年度	拡充																																																									
平成 4 年度	延長																																																									
平成 5 年度	拡充																																																									
平成 6 年度	拡充																																																									
平成 7 年度	延長・縮減																																																									
平成 9 年度	拡充																																																									
平成 10 年度	拡充																																																									
平成 11 年度	拡充																																																									
平成 12 年度	延長																																																									
平成 13 年度	拡充																																																									
平成 14 年度	拡充																																																									
平成 15 年度	拡充																																																									
平成 16 年度	延長																																																									
平成 17 年度	拡充																																																									
平成 19 年度	拡充																																																									
平成 20 年度	拡充																																																									
平成 21 年度	拡充																																																									
平成 25 年度	拡充																																																									
平成 27 年度	延長																																																									
平成 28 年度	延長																																																									
令和元年度	拡充																																																									
令和 3 年度	拡充																																																									
令和 4 年度	拡充																																																									
令和 6 年度	拡充																																																									

そのため、令和7年度要望においては、令和6年度税制改正大綱において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置することを要望することとした。

【④の要望内容について】

平成27年度：新設

平成28年度：費目の明確化に関する拡充を要望

平成30年度：対象の拡充及び措置の恒久化を要望

令和3年度：子の育児に係る費用の拡充、対象年齢の引き下げ（民法改正による）及び措置の延長を要望

令和5年度：措置の延長を要望

【⑤の要望内容について】

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け

令和4年度、令和5年度及び令和6年度税制改正要望で、令和6年度予算に係る分までについて認められた。

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成31年度、令和5年度及び令和6年度税制改正要望で、令和5年度補正予算に係る分までについて認められた。